

○社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則

(平成十九年三月三十日)

(厚生労働省令第三十八号)

医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十三条第二項の規定に基づき、社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則を次のように定める。

社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則

第一章 総則

(適用の一般原則)

第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。)第五十四条の二第一項に規定する社会医療法人債を発行する社会医療法人(当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除き、社会医療法人債を発行した医療法人を含む。以下同じ。)が、法第五十一条第一項の規定により作成しなければならない書類のうち、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表(以下「財務諸表」という。)の用語、様式及び作成方法は、この規則の定めによるものとする。

(財務諸表の作成基準及び表示方法)

第二条 社会医療法人債を発行する社会医療法人が、法第五十一条第一項の規定により作成する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。

- 一 当該社会医療法人の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(現金(当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。以下同じ。)及び現金同等物(容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な有価証券等の投資をいう。以下同じ。))の合計額の増加又は減少をいう。)の状況に関する真実な内容を表示すること。
 - 二 当該社会医療法人の利害関係人に対して、その財政、経営及びキャッシュ・フローの状況に関する判断を誤らせないために必要な会計事実を明瞭に表示すること。
 - 三 当該社会医療法人が採用する会計処理の原則及び手続については、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用されていること。
- 2 財務諸表に記載すべき事項で同一の内容のものについては、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて、同一の表示方法を採用しなけれ

ばならない。

(重要な会計方針の記載)

第三条 財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務諸表作成のための基本となる事項(次条において「会計方針」という。)で次の各号に掲げる事項は、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、記載を省略することができる。

- 一 有価証券の評価基準及び評価方法
- 二 たな卸資産の評価基準及び評価方法
- 三 固定資産の減価償却の方法
- 四 引当金の計上基準
- 五 収益及び費用の計上基準
- 六 リース取引の処理方法
- 七 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
- 八 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(会計方針の変更に関する記載)

第四条 会計方針を変更した場合には、次の各号に掲げる事項を前条による記載の次に記載しなければならない。

- 一 会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
- 二 表示方法を変更した場合には、その内容
- 三 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更がキャッシュ・フロー計算書に与えている影響の内容

(重要な後発事象の注記)

第五条 貸借対照表日後、当該社会医療法人の翌会計年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象(以下「重要な後発事象」という。)が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

(追加情報の注記)

第六条 この規則において特に定める注記のほか、利害関係人が社会医療法人の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

(税効果会計の適用)

第七条 法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税(以下「法人税等」という。)については、税効果会計(貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。)を適用して財務諸表を作成しなければならない。

(注記の方法)

第八条 この規則の規定により記載すべき注記は、脚注(当該注記に係る事項が記載されている財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。)として記載することが適当であると認められるものを除き、第三条及び第四条の規定による記載の次に記載しなければならない。ただし、第三条の規定により記載した事項と関係がある事項については、これと併せて記載することができる。

(金額の表示の単位)

第九条 財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、千円単位をもって表示するものとする。

第二章 財産目録

(財産目録の記載方法)

第十条 財産目録の記載方法は、本章の規定の定めるところによる。

2 財産目録は、様式第一号により記載するものとする。

(財産目録の区分表示)

第十一条 前条の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

一 資産

二 負債

三 純資産

第三章 貸借対照表

第一節 総則

(貸借対照表の記載方法)

第十二条 貸借対照表の記載方法は、本章の規定の定めるところによる。

2 貸借対照表は、様式第二号により記載するものとする。

(資産、負債及び純資産の分類)

第十三条 資産、負債及び純資産は、それぞれ資産の部、負債の部及び純資産の部に分類して記載しなければならない。

2 資産及び負債の科目の記載の配列は、流動性配列法によるものとする。

第二節 資産

(資産の分類)

第十四条 資産は、流動資産及び固定資産に分類し、更に、固定資産に属する資産は、有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産に分類して記載しなければならない。

(流動資産の範囲)

第十五条 次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。

- 一 現金及び預金。ただし、一年内に期限の到来しない預金を除く。
- 二 経常的な活動によって生じた未収金等の債権その他一年以内に回収可能な債券
- 三 一年内に満期の到来する有価証券
- 四 医薬品、診療材料、給食材料等のたな卸資産
- 五 前渡金(諸材料、燃料等の購入のための前渡金をいう。)
- 六 その他の資産で一年内に現金化できると認められるもの

2 前払費用で一年内に費用となるべきもの及び未収収益は、流動資産に属するものとする。

3 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産は、流動資産に属するものとする。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で貸借対照表日後一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

(流動資産の区分表示)

第十六条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

- 一 現金及び預金
- 二 事業未収金
- 三 有価証券
- 四 たな卸資産
- 五 前渡金
- 六 前払費用
- 七 繰延税金資産
- 八 その他の流動資産

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する資産で、別に表示することが適当であると認

められるものについて、当該資産を示す名称を付した科目をもって別に掲記することを妨げない。

- 3 第一項第八号の資産のうち、未収収益、短期貸付金(金融手形を含む。)、役員、社員、評議員若しくは職員に対する短期債権又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

(流動資産に係る引当金の表示)

第十七条 流動資産に属する資産に係る引当金は、当該各資産科目に対する控除科目として、当該各資産科目別に貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、次の各号に掲げる方法によることを妨げない。

- 一 当該引当金を、当該各資産科目に対する控除科目として一括して掲記する方法
 - 二 当該引当金を当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示する方法
- 2 前項第二号の場合において、当該引当金は当該各資産科目別に又は一括して注記しなければならない。

(有形固定資産の範囲)

第十八条 次に掲げる資産は、有形固定資産に属するものとする。

- 一 建物(暖房、照明、通風等の付属設備を含む。以下同じ。)
- 二 構築物(貯水池、門、塀、舗装道路、緑化施設その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。)
- 三 医療用器械備品
- 四 その他の器械備品
- 五 車両及び船舶
- 六 土地
- 七 建設仮勘定(前各号に掲げる資産で事業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。以下同じ。)
- 八 その他の有形資産で流動資産に属しないもの

(有形固定資産の区分表示)

第十九条 有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

- 一 建物
- 二 構築物

- 三 医療用器械備品
- 四 その他の器械備品
- 五 車両及び船舶
- 六 土地
- 七 建設仮勘定
- 八 その他の有形固定資産

2 第十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項第八号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

(減価償却累計額の表示)

第二十条 建物、構築物、医療用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、次項の規定による場合の外、当該各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額の科目をもって掲記しなければならない。ただし、これらの固定資産に対する控除科目として一括して掲記することを妨げない。

2 建物、構築物、医療用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。この場合においては、当該減価償却累計額は、当該各資産の資産科目別に、又は一括して注記しなければならない。

(減損損失累計額の表示)

第二十一条 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、次項及び第三項の規定による場合のほか、当該各資産の金額(前条第二項の規定により有形固定資産に対する減価償却累計額を、当該資産の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額。)から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示しなければならない。

2 減価償却を行う有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各資産科目に対する控除科目として、減損損失累計額の科目をもって掲記することができる。ただし、これらの固定資産に対する控除科目として一括して掲記することを妨げない。

3 前条第一項及び前項の規定により減価償却累計額及び減損損失累計額を控除科目として掲記する場合には、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の科目をもって掲記することができる。

4 前項の場合には、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨を注記しなければならない。

(無形固定資産の範囲)

第二十二条 借地権、ソフトウェアその他これらに準ずる資産は、無形固定資産に属する

ものとする。

(無形固定資産の区分表示)

第二十三条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

- 一 借地権(地上権を含む。)
- 二 ソフトウェア
- 三 その他の無形固定資産

2 第十六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項第三号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

4 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を各無形固定資産の金額として表示しなければならない。

(その他の資産の範囲)

第二十四条 次に掲げる資産は、その他の資産に属するものとする。

- 一 流動資産に属しない有価証券
- 二 長期貸付金
- 三 前二号に掲げるものの外、流動資産、有形固定資産又は無形固定資産に属するもの以外の長期資産

2 前払費用で、第十五条第二項に規定するもの以外のものは、その他の資産に属するものとする。

3 繰延税金資産で、第十五条第三項に規定するもの以外のものは、その他の資産に属するものとする。

(その他の資産の区分表示)

第二十五条 その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

- 一 有価証券
- 二 長期貸付金。ただし、次号に規定するものを除く。
- 三 役員、社員、評議員又は職員に対する長期貸付金
- 四 長期前払費用
- 五 繰延税金資産
- 六 その他の固定資産

2 第十六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項第六号の資産のうち、一年内に期限の到来しない預金又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

(その他の資産に係る引当金の表示)

第二十六条 第十七条の規定は、その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。

(担保資産の注記)

第二十七条 資産が担保に供されているときは、その旨を注記しなければならない。

第三節 負債

(負債の分類)

第二十八条 負債は、流動負債及び固定負債に分類して記載しなければならない。

(流動負債の範囲)

第二十九条 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。

一 支払手形(経常的な活動によって発生した手形債務をいう。以下同じ。)

二 買掛金(経常的な活動によって発生した業務上の未払金をいう。以下同じ。)

三 前受金(事業収益の前受金その他これに類する前受金をいう。以下同じ。)

四 引当金(資産に係る引当金を除く。以下第三十二条までにおいて同じ。)。ただし、一年内に使用されないと認められるものを除く。

五 経常的な活動に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの

六 その他の負債で一年内に支払又は返済されると認められるもの

2 未払費用及び前受収益は、流動負債に属するものとする。

3 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債は、流動負債に属するものとする。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で貸借対照表日後一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

(流動負債の区分表示)

第三十条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、期限経過の未償還社会医療法人債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。

一 支払手形

- 二 買掛金
- 三 短期借入金(金融手形及び当座借越を含む。以下同じ。)。ただし、役員、社員、評議員又は職員からの短期借入金を除く。
- 四 未払金
- 五 未払費用
- 六 未払法人税等
- 七 未払消費税等
- 八 繰延税金負債
- 九 前受金
- 十 預り金。ただし、役員、社員、評議員又は職員からの預り金を除く。
- 十一 前受収益
- 十二 引当金
- 十三 その他の流動負債

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する負債で別に表示することが適当であると認められるものについて、当該負債を示す名称を付した科目をもって別に掲記することを妨げない。

3 第一項第十二号の引当金は、賞与引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

4 第一項第十三号の負債のうち、役員、社員、評議員若しくは職員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

(固定負債の範囲)

第三十一条 社会医療法人債、長期借入金、引当金(第二十九条第一項第四号に掲げる引当金を除く。)及びその他の負債で流動負債に属しないものは、固定負債に属するものとする。

2 繰延税金負債のうち第二十九条第三項に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

(固定負債の区分表示)

第三十二条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

- 一 社会医療法人債
- 二 長期借入金(金融手形を含む。以下同じ。)。ただし、役員、社員、評議員又は職員からの長期借入金を除く。
- 三 繰延税金負債

四 引当金

五 その他の固定負債

- 2 第三十条第二項の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 第一項第四号の引当金は、退職給付引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。
- 4 第一項第五号の負債のうち、役員、社員、評議員若しくは職員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

(繰延税金資産及び繰延税金負債の表示)

第三十三条 第十六条第一項第七号に掲げる繰延税金資産と第三十条第一項第八号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

- 2 第二十五条第一項第五号に掲げる繰延税金資産と第三十二条第一項第三号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

(偶発債務の注記)

第三十四条 偶発債務(債務の保証(債務の保証と同様の効果を有するものを含む。)、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものをいう。)がある場合には、その内容及び金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

第四節 純資産

(純資産の分類)

第三十五条 純資産は、積立金及び評価・換算差額等に分類して記載しなければならない。

(平二八厚労令九五・一部改正)

第三十六条 削除

(平二八厚労令九五)

第三十七条 積立金は、次に掲げる項目の区分に従い、当該積立金を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

- 一 設立等積立金(医療法人の設立等に係る受贈益の金額及び持分の定めのある社団たる医療法人が持分の定めのない社団たる医療法人へ移行した場合に受贈益に準ずるものとして純資産の振替を行った金額をいう。)

二 代替基金(基金(医療法施行規則第三十条の三十七に規定する基金をいう。)の返還に伴い、代替基金として計上された基金に相当する額をいう。)

三 繰越利益積立金

四 特定目的積立金

2 特定目的積立金は、社員総会又は評議員会若しくは理事会の決議に基づく設定目的を示す科目をもって掲記しなければならない。

(平二八厚労令九五・全改)

(評価・換算差額等の分類及び区分表示)

第三十八条 評価・換算差額等は、次に掲げる項目の区分に従い、当該項目を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

一 その他有価証券評価差額金(純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額をいう。)

二 繰延ヘッジ損益(ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額をいう。)

第五節 雑則

(貸借対照表の区分表示)

第三十九条 資産、負債及び純資産は、本章に定めるもののほか別表に掲げる項目の区分に従い、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

(収益業務の注記)

第四十条 収益業務に係る固有の資産、負債及び純資産は、貸借対照表の科目別に注記しなければならない。

第四章 損益計算書

(損益計算書の記載方法)

第四十一条 損益計算書の記載方法は、本章の規定の定めるところによる。

2 損益計算書は、様式第三号により記載するものとする。

(収益及び費用の分類)

第四十二条 収益又は費用は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に分類して記載しなければならない。

一 事業損益

二 事業外収益

三 事業外費用

四 特別利益

五 特別損失

2 前項第一号に掲げる科目は、本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に分類し、更に、それぞれ事業収益及び事業費用に分類して記載しなければならない。

(事業損益の範囲)

第四十三条 事業損益は、本来業務(医療法人が開設する病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設の業務をいう。以下同じ。)、附帯業務(医療法人が行う法第四十二条各号に掲げる業務をいう。以下同じ。)及び収益業務(法第四十二条の二第一項に規定する収益業務をいう。以下同じ。)の事業活動から生ずる収益又は費用とする。

(事業費用の表示方法)

第四十四条 事業費用は、本来業務、附帯業務及び収益業務に区分して掲記し、その主要な費目及びその金額を注記しなければならない。

2 前項に規定する主要な費目とは、減価償却費及び引当金繰入額(これらの費目のうちその金額が少額であるものを除く。)並びにこれら以外の費目でその金額が事業費用の合計額の百分の五を超える費目をいう。

(事業外収益又は事業外費用の範囲)

第四十五条 事業外収益又は事業外費用は、本来業務、附帯業務及び収益業務の事業活動以外の原因から生ずる収益又は費用であって経常的に発生するものとする。

(特別損失の表示方法)

第四十六条 特別損失に属する損失は、前期損益修正損、固定資産売却損、減損損失、災害による損失その他の項目の区分に従い、当該損失を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各損失のうち、その金額が特別損失の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該損失を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(減損損失に関する注記)

第四十七条 減損損失を認識した資産又は資産グループ(複数の資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す場合における当該資産の集まりをいう。以下同じ。)がある場合には、当該資産又は資産グループごとに、次の各号に掲げる事項を注記しなけれ

ばならない。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一 当該資産又は資産グループについて、次に掲げる事項の概要

イ 用途

ロ 種類

ハ 場所

ニ その他当該資産又は資産グループの内容を理解するために必要と認められる事項がある場合には、その内容

二 減損損失を認識するに至った経緯

三 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳

四 資産グループがある場合には、当該資産グループに係る資産をグループ化した方法

五 回収可能価額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率

(損益計算書の区分表示)

第四十八条 事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失は、本章に定めるもののほか別表に掲げる項目の区分に従い、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

(事業損益金額の表示)

第四十九条 事業収益の金額から事業費用の金額を控除した額(事業費用の金額が事業収益の金額をこえる場合は、事業費用の金額から事業収益の金額を控除した額)を事業利益又は事業損失として表示しなければならない。

(経常損益金額の表示)

第五十条 事業利益の金額又は事業損失の金額に、事業外収益の金額を加減し、次に事業外費用の金額を加減した額を、経常利益又は経常損失として表示しなければならない。

(当期純損益金額の表示)

第五十一条 経常利益の金額又は経常損失の金額に特別利益の金額を加減し、次に特別損失の金額を加減した額を、税引前当期純利益又は税引前当期純損失として表示しなければならない。

2 次の各号に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもって、税引前当期純利益又は税引前当期純損失の次に記載しなければならない。

一 当該会計年度に係る法人税、住民税及び事業税(利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。次号において同じ。)

二 法人税等調整額(税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税、住民税及

び事業税の調整額をいう。)

- 3 税引前当期純利益の金額又は税引前当期純損失の金額に前項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、当期純利益又は当期純損失として記載しなければならない。
- 4 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第二項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもって記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、第二項第一号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

第五章 純資産変動計算書

(純資産変動計算書の記載方法)

第五十二条 純資産変動計算書の記載方法は、本章の規定の定めるところによる。

- 2 純資産変動計算書は、様式第四号により記載するものとする。

(純資産変動計算書の区分表示)

第五十三条 純資産変動計算書は、資本剰余金、利益剰余金及び評価・換算差額等に分類して記載しなければならない。

- 2 純資産変動計算書は、適切な項目に区分し、当該項目を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。当該区分及び科目は、貸借対照表における純資産の部の区分及び科目と整合していなければならない。

(資本剰余金及び利益剰余金)

第五十四条 資本剰余金及び利益剰余金は、前会計年度末残高、当会計年度変動額及び当会計年度末残高に区分して記載しなければならない。

- 2 資本剰余金及び利益剰余金に記載される科目の当会計年度変動額は、変動事由ごとに記載しなければならない。
- 3 当期純利益金額又は当期純損失金額は、その他利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。
- 4 その他利益剰余金は、前条第二項の規定にかかわらず、科目ごとの記載に代えて、その他利益剰余金の合計額を前会計年度末残高、当会計年度変動額及び当会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記するものとする。

(評価・換算差額等)

第五十五条 評価・換算差額等は、前会計年度末残高、当会計年度変動額及び当会計年度末残高に区分して記載しなければならない。

- 2 評価・換算差額等に記載される科目は、当会計年度変動額を一括して記載するものと

する。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

- 3 評価・換算差額等は、第五十三条第二項の規定にかかわらず、科目ごとの記載に代えて、評価・換算差額等の合計額を前会計年度末残高、当会計年度変動額及び当会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記するものとする。

第六章 キャッシュ・フロー計算書

(キャッシュ・フロー計算書の記載方法)

第五十六条 キャッシュ・フロー計算書の記載方法は、本章の規定の定めるところによる。

- 2 キャッシュ・フロー計算書は、様式第五号又は第六号により記載するものとする。

(キャッシュ・フロー計算書の表示区分)

第五十七条 キャッシュ・フロー計算書には、次の各号に掲げる区分を設けてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。

- 一 事業活動によるキャッシュ・フロー
- 二 投資活動によるキャッシュ・フロー
- 三 財務活動によるキャッシュ・フロー
- 四 現金及び現金同等物の増加額又は減少額
- 五 現金及び現金同等物の期首残高
- 六 現金及び現金同等物の期末残高

(事業活動によるキャッシュ・フローの表示方法)

第五十八条 前条第一号に掲げる事業活動によるキャッシュ・フローの区分には、次の各号に掲げるいずれかの方法により、事業損益の計算の対象となった取引に係るキャッシュ・フロー並びに投資活動及び財務活動以外の取引に係るキャッシュ・フローを、その内容を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

- 一 主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額により表示する方法(以下「直接法」という。)
- 二 税引前当期純利益又は税引前当期純損失に、次に掲げる項目を加算又は減算して表示する方法(以下「間接法」という。)
 - イ 損益計算書に収益又は費用として計上されている項目のうち資金の増加又は減少を伴わない項目
 - ロ 事業活動により生じた資産及び負債の増加額又は減少額
 - ハ 損益計算書に収益又は費用として計上されている項目のうち投資活動による

キャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分に含まれる項目

(投資活動によるキャッシュ・フローの表示方法)

第五十九条 第五十七条第二号に掲げる投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額により表示する方法により、有価証券(現金同等物を除く。以下この条において同じ。)の取得による支出、有価証券の売却による収入、有形固定資産の取得による支出、有形固定資産の売却による収入、貸付けによる支出、貸付金の回収による収入その他投資活動に係るキャッシュ・フローを、その内容を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

(財務活動によるキャッシュ・フローの表示方法)

第六十条 第五十七条第三号に掲げる財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額により表示する方法により、短期借入れによる収入、短期借入金の返済による支出、長期借入れによる収入、長期借入金の返済による支出、社会医療法人債の発行による収入、社会医療法人債の償還による支出その他財務活動に係るキャッシュ・フローを、その内容を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

(現金及び現金同等物に係る換算差額等の記載)

第六十一条 現金及び現金同等物に係る換算差額が発生した場合は、第五十七条各号に掲げる区分とは別に、表示するものとする。

第七章 附属明細表

(附属明細表の記載方法)

第六十二条 附属明細表の記載方法は、本章の規定の定めるところによる。

(附属明細表の種類)

第六十三条 附属明細表の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 有価証券明細表
- 二 有形固定資産等明細表
- 三 社会医療法人債明細表
- 四 借入金等明細表

五 引当金明細表

六 事業費用明細表

2 前項各号の附属明細表の様式は、様式第七号から第十二号までに定めるところによる。

別表

(平20厚労令127・平28厚労令95・一部改正)

1. 貸借対照表に係る科目(第三十九条関係)

(資産の部)

分類	科目	摘要
流動資産	現金及び預金	現金、他人振出当座小切手、送金小切手、郵便振替小切手、送金為替手形、預金手形(預金小切手)、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、期限到来公社債利札、官庁支払命令書等の現金と同じ性質をもつ貨幣代用物及び小口現金など 当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積立、郵便貯金、郵便振替貯金、外貨預金、金銭信託その他金融機関に対する各種掛金など(ただし、契約期間が1年内に到来しないものは「その他の資産」に含める。)
	事業未収金	事業収益に対する未収入金(手形債権を含む。)
	有価証券	短期間で換金可能な証券投資信託等の有価証券、貸借対照表日から1年以内に満期の到来する債券
	たな卸資産	医薬品、診療材料、給食材料、医療用消耗器具備品、その他の消耗品及び消耗器具備品等
	前渡金	諸材料、燃料の購入代金の前渡額、修繕代金の前渡額、その他これに類する前渡額
	前払費用	火災保険料、賃借料、支払利息など時の経過に依存する継続的な役務の

		享受取引に対する前払分のうち未经過分の金額(ただし、貸借対照表日から1年を超えて費用化されるものは除く。)
	繰延税金資産	税効果会計適用に伴う繰延税金資産のうち、流動資産又は流動負債に属する特定の資産又は負債に関連して計上されるもの及びそれ以外に計上されるものの中で貸借対照表日から1年以内に取り崩されると認められるもの
	その他の流動資産	上記以外の未収収益、短期貸付金、役職員等に対する短期債権又はその他の資産のうち、貸借対照表日から1年以内に回収又は費用となると認められるもので資産の総額の1%を超えるものがある場合には、適当な名称を付して別掲するものとする
有形固定資産	建物	建物及び電気、空調、冷暖房、昇降機、給排水など建物に附属する設備
	構築物	貯水池、門、塀、舗装道路、緑化施設など建物以外の工作物及び土木設備であって土地に定着したもの
	医療用器械備品	治療、検査、看護など医療用の器械、器具、備品など(ファイナンス・リース契約によるものを含む。)
	その他の器械備品	その他上記に属さない器械、器具、備品など(ファイナンス・リース契約によるものを含む。)
	車両及び船舶	救急車、検診車、巡回用自動車、乗用車、船舶など(ファイナンス・リース契約によるものを含む。)
	土地	事業活動のために使用している土地
	建設仮勘定	有形固定資産の建設、拡張、改造などの工事が完了し稼働するまでに発生する請負前渡金、建設用材料部品

		の買入代金など
	その他の有形固定資産	上記以外の有形固定資産で資産の総額の1%を超えるものがある場合には、適当な名称を付して別掲するものとする
無形固定資産	借地権	建物の所有を目的とする地上権及び賃借権などの借地法上の借地権で対価をもって取得したもの
	ソフトウェア	コンピュータソフトウェアに係る費用で、外部から購入した場合の取得に要した費用又は制作費用のうち研究開発費に該当しないもの
	その他の無形固定資産	上記以外の無形固定資産で資産の総額の1%を超えるものがある場合には、適当な名称を付して別掲するものとする
その他の資産	有価証券	満期保有目的の債券等、流動資産の区分に記載されない有価証券
	長期貸付金	金銭消費貸借契約等に基づき開設主体の外部に対する貸付取引のうち、貸借対照表日から1年を超えて受取期限の到来するもの
	役職員等長期貸付金	役員、評議員及び職員に対する貸付金のうち当初の契約において1年を超えて受取期限の到来するもの
	長期前払費用	時の経過に依存する継続的な役務の享受取引に対する前払分で、貸借対照表日から1年を超えて費用化されるもの
	繰延税金資産	税効果会計適用に伴う繰延税金資産のうち、固定資産又は固定負債に属する特定の資産又は負債に関連して計上されるもの及びそれ以外に計上されるものの中で貸借対照表日から1年を超えて取り崩されると認められるもの

	その他の固定資産	上記以外のその他の資産のうち、貸借対照表日から1年以内に期限の到来しない預金又はその他の資産で資産の総額の1%を超えるものがある場合には、適当な名称を付して別掲するものとする
--	----------	---

(負債の部)

分類	科目	摘要
流動負債	支払手形	手形上の債務で、支払期日が貸借対照表日後1年以内のもの(ただし、金融手形は「短期借入金」又は「長期借入金」に含める。建物取引等の購入取引によって生じた債務は「設備支払手形」として別掲する。)
	買掛金	医薬品、診療材料、給食用材料などたな卸資産に対する未払債務
	短期借入金	公庫、事業団、金融機関などの外部からの借入金で、返済期限が貸借対照表日後1年以内のもの(返済期限が1年以内となった長期借入金を含む。)
	未払金	器械、備品などの償却資産及び事業費用等に対する未払債務のうち、支払期限が貸借対照表日後1年以内のもの
	未払費用	賃金、支払利息、賃借料など時の経過に依存する継続的な役務給付取引において既に役務の給付を受けたが、貸借対照表日までに法的にその対価の支払債務が確定していないもの
	未払法人税等	法人税、住民税及び事業税の未払額
	未払消費税等	消費税及び地方消費税の未払額
	繰延税金負債	税効果会計適用に伴う繰延税金負債のうち、流動資産又は流動負債に属

		する特定の資産又は負債に関連して計上されるもの及びそれ以外に計上されるものの中で貸借対照表日から1年以内に取り崩されると認められるもの
	前受金	事業収益の前受額、その他これに類する前受額
	預り金	入院預り金など従業員以外の者からの一時的な預り金
	前受収益	受取利息、賃貸料など時の経過に依存する継続的な役務提供取引に対する前受分のうち未経過分の金額
	〇〇引当金	支給対象期間に基づき定期に支給する従業員賞与に係る引当金など(引当金の設定目的を示す名称を付して掲記するものとする。)
	その他の流動負債	上記以外の流動負債のうち、役職員等からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で貸借対照表日から1年以内に支払い又は収益となると認められるもので負債及び純資産の合計額の1%を超えるものがある場合には、適当な名称を付して別掲するものとする
固定負債	社会医療法人債	社会医療法人が医療法の規定により発行する債券のうち、償還期限が貸借対照表日後1年を超えるもの
	長期借入金	公庫、事業団、金融機関などの外部からの借入金で、返済期限が貸借対照表日後1年を超えるもの
	繰延税金負債	税効果会計適用に伴う繰延税金負債のうち、固定資産又は固定負債に属する特定の資産又は負債に関連して計上されるもの及びそれ以外に計上されるものの中で貸借対照表日から1年超に取り崩されると認められるもの

		もの
	〇〇引当金	退職給付に係る会計基準に基づき、従業員が提供した労働用益に対して将来支払われる退職給付に備えて設定される引当金など(引当金の設定目的を示す名称を付して掲記するものとする。)
	その他の固定負債	上記以外の固定負債のうち、役職員等からの長期借入金又はその他の負債で貸借対照表日から1年を超えて支払又は収益となると認められるもので負債及び純資産の合計額の1%を超えるものがある場合には、適当な名称を付して別掲するものとする

(純資産の部)

分類	科目	摘要
積立金	設立等積立金	医療法人の設立等に係る受贈益の金額及び持分の定めのある社団たる医療法人が持分の定めのない社団たる医療法人へ移行した場合に受贈益に準ずるものとして純資産の振替を行った金額
	代替基金	基金の返還に伴い計上された基金に相当する額
	〇〇積立金	社員総会又は評議員会若しくは理事会の決議により積み立てた額(目的が明確になるよう具体的な名称を付す。)
	繰越利益積立金	損益計算の結果生じた純利益の累積額のうち、設立等積立金、代替基金及び〇〇積立金以外の金額
評価・換算差額等	その他有価証券評価差額金	その他有価証券の評価差額
	繰延ヘッジ損益	ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額

2. 損益計算書に係る科目(第四十八条関係)

分類	科目	摘要
事業損益		
(本来業務事業損益)	事業収益	定款又は寄附行為に記載の本来業務の施設に係る事業収益(当該施設に特定される資金運用に係る収益以外の付随的な収益を含む。)
	事業費用—事業費	定款又は寄附行為に記載の本来業務の施設に係る事業費用(当該施設に特定される資金調達に係る費用以外の付随的な費用を含む。)
(附帯業務事業損益)	事業収益	定款又は寄附行為に記載の附帯業務の施設又は事業に係る収益(附帯業務に特定される運営費補助金その他付随的な収益を含む。)
	事業費用	定款又は寄附行為に記載の附帯業務の施設又は事業に係る費用(附帯業務に特定される資金調達に係る費用以外の付随的な費用を含む。)
(収益業務事業損益)	事業収益	定款又は寄附行為に記載の収益業務の事業に係る収益(資金運用に係る収益を除く。)
	事業費用	定款又は寄附行為に記載の収益業務の事業に係る費用(資金調達に係る費用を除く。)
事業外収益	受取利息	預貯金、公社債の利息
	その他の事業外収益	上記以外の事業外収益(事業外収益の総額の10%を超えるものがある場合には、適当な名称を付して別掲するものとする。)
事業外費用	支払利息	長期借入金、短期借入金、社会医療法人債、医療機関債の利息(保証料等を含む。)
	その他の事業外費用	上記以外の事業外費用(事業外費用の総額の10%を超えるものがある場

		合には、適当な名称を付して別掲するものとする。)
特別利益	固定資産売却益	固定資産の売却価額がその帳簿価額を超える差額
	その他の特別利益	上記以外の臨時的に発生した収益
特別損失	固定資産売却損	固定資産の売却価額がその帳簿価額に不足する差額
	固定資産除却損	固定資産を廃棄した場合の帳簿価額及び撤去費用
	その他の特別損失	上記以外の臨時的に発生した費用
法人税、住民税及び事業税		法人税、住民税及び事業税のうち、当該会計年度の法人の負担に属するものとして計算された金額
法人税等調整額		税効果会計の適用により計上される上記の法人税、住民税及び事業税の調整額

様式第一号

法人名 _____	※医療法人整理番号 _____					
-----------	-----------------	--	--	--	--	--

所在地 _____

財産目録
(平成 年 月 日現在)

1. 資産額	××× 千円
2. 負債額	××× 千円
3. 純資産額	××× 千円

(内訳)
位：千円)

(単

区分	金額
A 流動資産	×××

現金及び預金		×××
医薬品		×××
その他の流動資産		×××
B 固定資産		×××
1 有形固定資産		×××
土地	×××m2	×××
建物		×××
医療用器械備品		×××
車両及び船舶		×××
その他の有形固定資産		×××
2 無形固定資産		×××
借地権		×××
ソフトウェア		×××
その他の無形固定資産		×××
3 その他の資産		×××
C 資産合計	(A+B)	×××
D 負債合計		×××
E 純資産	(C-D)	×××

様式第二号

(平28厚劳令95・全改)

法人名	※医療法人整 理番号					
-----	---------------	--	--	--	--	--

所在地 _____

貸借対照表

(平成 年 月 日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	×××	I 流動負債	×××
現金及び預金	×××	支払手形	×××
事業未収金	×××	買掛金	×××
有価証券	×××	短期借入金	×××
たな卸資産	×××	未払金	×××
前渡金	×××	未払費用	×××
前払費用	×××	未払法人税等	×××
繰延税金資産	×××	未払消費税等	×××
その他の流動資産	×××	繰延税金負債	×××
II 固定資産	×××	前受金	×××
1 有形固定資産	×××	預り金	×××
建物	×××	前受収益	×××
構築物	×××	〇〇引当金	×××
医療用器械備品	×××	その他の流動負債	×××
その他の器械備品	×××	II 固定負債	×××
車両及び船舶	×××	社会医療法人債	×××
土地	×××	長期借入金	×××
建設仮勘定	×××	繰延税金負債	×××
その他の有形固定資 産	×××	〇〇引当金	×××
		その他の固定負債	×××
2 無形固定資産	×××	負債合計	×××
借地権	×××	純資産の部	
ソフトウェア	×××	科目	金額
その他の無形固定資 産	×××	I 積立金	×××

産	×××	設立等積立金	×××
3 その他の資産	×××	代替基金	×××
有価証券	×××	〇〇積立金	×××
長期貸付金	×××	繰越利益積立金	×××
役員等長期貸付金	×××	II 評価・換算差額等	×××
長期前払費用	×××	その他有価証券評価	×××
繰延税金資産		差額金	×××
その他の固定資産		繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	×××
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式第三号

法人名	※医療法人整理番号					
-----	-----------	--	--	--	--	--

所在地 _____

損益計算書

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

(単位：千円)

科目	金額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		
(1)事業費	×××	

(2)本部費	×××	×××
本来業務事業利益		×××
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
附帯業務事業利益		×××
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
収益業務事業利益		×××
事業利益		×××
II 事業外収益		
受取利息	×××	
その他の事業外収益	×××	×××
III 事業外費用		
支払利息	×××	
その他の事業外費用	×××	×××
経常利益		×××
IV 特別利益		
固定資産売却益	×××	
その他の特別利益	×××	×××
V 特別損失		
固定資産売却損	×××	
その他の特別損失	×××	×××
税引前当期純利益		×××
法人税・住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	×××
当期純利益		×××

(注)1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示する。

2. 「本部費」とは、当該法人が運営する複数の施設における共通的作業及び主たる事務所等管理部門における活動に関連する費用をいう。

事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって別に掲記することを妨げない。

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、おおむね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名	※医療法人整理番号					
-----	-----------	--	--	--	--	--

所在地 _____

キャッシュ・フロー計算書

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

(単位：千円)

区分	金額
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
本来業務事業収入	×××
本来業務事業費支出	△×××
附帯業務事業収入	×××
附帯業務事業費支出	△×××
収益業務事業収入	×××
収益業務事業費支出	△×××
.....	×××
小計	×××
利息及び配当金の受取額	×××
利息の支払額	△×××
法人税等の支払額	△×××
.....	×××
事業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	

有形固定資産の取得による支出	×××
有形固定資産の売却による収入	
施設設備補助金の受入れによる収入	△×××
貸付けによる支出	×××
貸付金の回収による収入	△×××
.....	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	△×××
短期借入れによる収入	×××
短期借入金の返済による支出	×××
長期借入れによる収入	×××
長期借入金の返済による支出	
.....	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	△×××
IV 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	×××
V 現金及び現金同等物の期首残高	△×××
VI 現金及び現金同等物の期末残高	×××
	×××
	×××
	×××
	×××

様式第六号

法人名	※医療法人整 理番号					
-----	---------------	--	--	--	--	--

所在地 _____

キャッシュ・フロー計算書

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

(単位：千円)

区分	金額
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	

税引前当期純利益	×××
減価償却費	×××
退職給付引当金の増加額	×××
貸倒引当金の増加額	×××
受取利息及び配当金	△×××
支払利息	×××
有価証券売却益	△×××
固定資産売却益	△×××
事業債権の増加額	△×××
たな卸資産の増加額	△×××
仕入債務の増加額	×××
.....	×××
小計	×××
利息及び配当金の受取額	×××
利息の支払額	△×××
法人税等の支払額	△×××
.....	×××
事業活動によるキャッシュ・フロー	×××
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△×××
有価証券の売却による収入	×××
有形固定資産の取得による支出	△×××
有形固定資産の売却による収入	×××
施設設備補助金の受入れによる収入	×××
貸付けによる支出	△×××
貸付金の回収による収入	×××
.....	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	×××
短期借入金の返済による支出	△×××
長期借入れによる収入	×××
長期借入金の返済による支出	△×××
.....	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××
IV 現金又は現金同等物の増加額(又は減少額)	×××

V 現金又は現金同等物の期首残高	×××
VI 現金又は現金同等物の期末残高	×××

様式第七号

法人名	※医療法人整理番号					
-----	-----------	--	--	--	--	--

所在地 _____

有価証券明細表

【債券】

銘柄	券面総額 (千円)	貸借対照表上計上額 (千円)
計		

【その他】

種類及び銘柄	投資口数等	貸借対照表上計上額 (千円)
計		

- 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
- 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
- 銘柄別による有価証券の貸借対照表上額が財務諸表提出社会医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
- 記載を省略した債券については、公社債、国債、地方債等に大別して、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、その他のものについては証券投資信託の受益証券、出資証券等に大別して銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載すること。
- 公社債の銘柄は、「〇〇会社物上担保付社債」のように記載し、国債及び地方債の銘柄は、「〇〇分利付国債」又は「〇〇分利付〇〇債」のように記載すること。
- 「その他」の欄には有価証券の種類(証券取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。)に区分して記載すること。

様式第八号

法人名	※医療法人整 理番号					
-----	---------------	--	--	--	--	--

所在地 _____

有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
	計						
無形固定資産							
	計						
その他の資産							
	計						

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。ただし、減損損失累計額を取得原価から直接控除している場合には、当該会計年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に内書(括弧書)として記載し、「当期末残高」の欄は、減損損失控除後の金額を記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額及び減損損失累計額(減損損失累計額を

取得原価から直接控除している場合を除く。)を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。

4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加若しくは減少があった場合(ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。)は、その事由を欄外に記載すること。

5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書(括弧書)として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。

6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

7. 有形固定資産の当該会計年度における増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨を注記すること。

8. 無形固定資産の当該会計年度における増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における無形固定資産の総額の5%以下である場合には、無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨を注記すること。

9. 減価償却を行う有形固定資産に対する減損損失累計額を、当該各資産に対する控除科目として、減損損失累計額の科目をもって掲記している場合には、減損損失の金額は「当期償却額」の欄に内書(括弧書)として記載し、減損損失累計額は、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」の欄と「当期償却額」の欄の間に「当期末減損損失累計額」の欄を設けて記載すること。

10. 減価償却を行う有形固定資産に対する減損損失累計額を、当該各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額に合算して掲記している場合には、減損損失の金額は「当期償却額」の欄に内書(括弧書)として記載し、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」の欄に減損損失累計額を含めて記載する。この場合には、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」の欄に、減損損失累計額が含まれている旨を注記すること。

様式第九号

法人名	※医療法人整理番号					
-----	-----------	--	--	--	--	--

所在地

社会医療法人債明細表

銘柄	発行年月日	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率	担保	償還期限
合計	—			—	—	—

1. 当該社会医療法人の発行している社会医療法人債(当該会計年度中に償還済みとなったものを含む。以下同じ。)について記載すること。
2. 「銘柄」の欄には、「第〇〇回物上担保付〇〇号社会医療法人債」のように記載すること。ただし、発行している社会医療法人債が多数ある場合には、その種類ごとにまとめて記載することができる。
3. 金額の重要性が乏しい社会医療法人債については、「その他の社会医療法人債」として一括して記載することができる。
4. 「担保」の欄には、担保付社会医療法人債及び無担保社会医療法人債の別を記載すること。
5. 減債基金付社会医療法人債については、その内容を欄外に記載すること。
6. 当期末残高のうち1年以内に償還が予定されるものがある場合には、「当期末残高」の欄にその金額を内書(括弧書)として記載し、その旨を注記すること。
7. 貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額を注記すること。

様式第十号

法人名	※医療法人整 理番号					

所在地

借入金等明細表

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				—
1年以内に返済予定 の長期借入金				—
長期借入金(1年以内 に返済予定のものを				

除く。)				
その他の有利子負債				
合計			—	—

1. 短期借入金、長期借入金(貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。)及び金利の負担を伴うその他の負債(社会医療法人債を除く。以下「その他の有利子負債」という。)について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金及びその他の有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

様式第十一号

法人名	※医療法人整理番号					
-----	-----------	--	--	--	--	--

所在地

引当金明細表

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金(退職給付引当金を除く。)について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第十二号

法人名	※医療法人整理番号					
-----	-----------	--	--	--	--	--

所在地 _____

事業費用明細表

区分	本来業務事業費用			附帯業務事業費用 (千円)	収益業務事業費用 (千円)	合計 (千円)
	事業費 (千円)	本部費 (千円)	計 (千円)			
売上原価						
	商品(又は製品)期首 たな卸高					
	当期商品仕 入高(又は 当期製品製 造原価)					
	商品(又は 製品)期末 たな卸高					
材料費						
給与費						
委託費						
経費						
その他の事業費用						
計						

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの(売店等)及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 材料費、給与費、委託費、経費及びその他の事業費用に含まれる減価償却費及び引当金繰入額(これらの費目のうちその金額が少額であるものを除く。)並びにこれら以外の費目でその金額が事業費用の合計額の百分の五を超えるものについて、適当な名称を付して注記すること。

附 則

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年七月九日厚生労働省令第一二七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年四月二〇日厚生労働省令第九五号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、医療法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第七十四号)の施行の日(平成二十九年四月二日)から施行する。